

農中総研 調査と情報

2012.7 (第31号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

- 経済成長で変化するインドの食料需給構造 清水徹朗 2
- 被災地における小規模漁港の復旧と漁村の再生 鴻巣 正 4

● 農漁協・森組 ●

- 2012 国際協同組合年に向けて「記念シンポジウム」を開催 原 弘平 6
- TAC に位置付けて JA 営農指導員の潜在力を引き出す
—愛媛県 JA うまにおけるサトイモの生産振興とマーケティングを中心に—
..... 尾高恵美 8
- 「しんきん傷害保険付定期積金」の商品開発 田口さつき 10

● 経済・金融 ●

- 地域銀行とメガバンクの高齢者アプローチの差異
—年金関連商品・サービスの比較から— 寺林暁良 12
- 東日本大震災における「応急住家」の供給実態と
「みなし仮設」の課題 多田忠義 14
- 日本郵政グループの現状と民営化法改正後の注目点 渡部喜智 16

■ 寄 稿 ■

- 水不足問題とその背後にあるもの
—中東ティグリス・ユーフラテス川流域の事例より—
..... 独立行政法人国際協力機構 田中幸夫 18

■ 現地ルポルタージュ ■

- 国際農業者交流協会の海外農業研修その3
—デンマークでの酪農研修 JA 道東あさひ代表理事組合長 原井松純氏—
..... 室屋有宏 20

■ 最近の調査研究から ■

- 当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー 22

■ あぜみち ■

- 資源循環型農業づくり戦略
..... JA 秋田しんせい 常務理事 岡部五一郎 24

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。



農林中金総合研究所

経済成長で変化するインドの食料需給構造

基礎研究部 部長 清水徹朗

1 成長を続けるインド経済

1990年代まで長期にわたり停滞していたインド経済は、2000年頃より成長路線に転じ、近年は年率8%程度の経済成長を続けている。その契機になったのはIT産業の発展であったが、その後IT以外の産業も発展してきており、インドはBRICSの一つとして世界的な注目を集めるようになってきている。その結果、国民所得の水準が向上し、中間層も形成されてきた。

2 変化する食料消費構造

経済成長に伴って食料消費構造が変化することは戦後の日本が経験したことであるが、今日のインドでも同様の現象が起きている。具体的には、畜産物(肉、卵、乳)や植物油の消費量が増加し、その一方で米や雑穀の消費量が減少している。

食料消費量(国民1人当たり)の過去10年間の変化をみると、植物油は都市部13.6%増、農村部27.3%増、鶏肉は都市部3.0倍、農村部3.1倍、鶏卵は都市部29.8%増、農村部59.0%増と大きく増加している。その一方で、米は都市部8.7%減、農村部6.8%減、雑穀は都市部56.6%減、農村部49.4%減と減少している(インド農業省「Agricultural Statistics at a Glance 2011」)。

3 穀物の需給動向

(1) 単収増による穀物生産量増大

インドの人口は12億2千万人で中国(13億7千万人)の約9割であり、インドの穀物生産量は2億3,491万トン(2010年)と膨大で、世界全体の9.7%を占めている。ただし、インドの穀物生産量は人口が同程度の中国の5割であり、人口が4分の1の米国の6割の水準である。

生産している穀物の内訳は、米1億2,062万トン、小麦8,071万トン、とうもろこし1,046万トン、その他(雑穀等)1,952万トンであり、米

と小麦が中心である。米は降水量が多い東部と南部が主産地であり、小麦は北部が中心であるが、灌漑の普及により北部のパンジャブ地方において米の生産量が増大した。

穀物の生産量は過去40年間で1.9倍に増大しており、増加するインドの人口(40年間で2.2倍)を支えてきた。生産量が増大したのは高収量品種の導入、灌漑の普及(「緑の革命」)により単収が増加したためであり、収穫面積は横ばいで推移してきた。

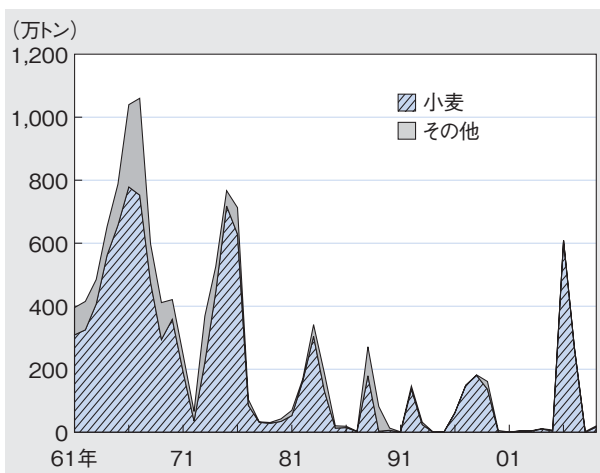
なお、インドでは、インド食料公社(Food Cooperation of India)が米、小麦を公定価格で買い上げ、貧困者向けに低価格で販売しており、食料公社は食料安全保障において大きな役割を果たしている。

(2) 輸入国から輸出国へ転換

インドは、70年代までは食料が恒常的に不足し小麦を大量に輸入しており、67年の穀物輸入量は1,060万トンであった(第1図)。しかし、生産量増大の結果穀物の輸入量は減少し、逆に90年代以降はインドは穀物の輸出国に転じている。

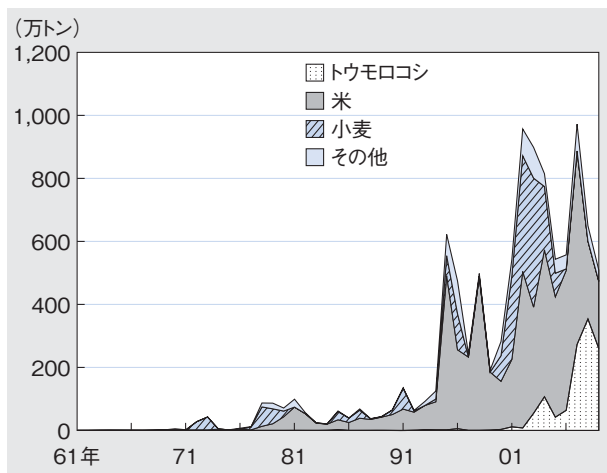
インドはブランド米であるバスマティ米(香

第1図 インドの穀物輸入量



資料 FAOSTATから作成、以下同じ

第2図 インドの穀物輸出货量



り米)を恒常的に輸出しており、非バスマティ米も余剰が出ると輸出するため、07年には米の輸出货量が614万トンとなり、インドはタイに次ぐ世界第2の米輸出国になった。現在もインドは穀物を輸出しており、特に近年ではトウモロコシの輸出増が目立っている(第2図)。

4 急増する鶏肉、鶏卵の消費量

12年3月にインド中部の大都市ハイデラバードの近郊農村を訪問する機会があり、その際に車窓から大きな養鶏場をいくつか見た。

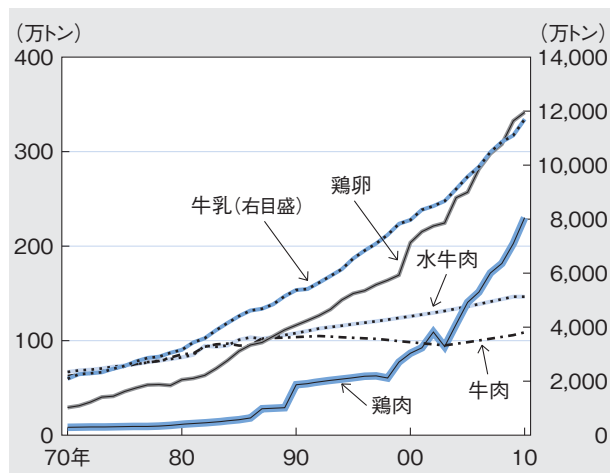
インドでは、宗教上の理由等により牛肉、豚肉を食べない人が多く菜食主義者の人もいるが、タンドリーチキンに代表されるように鶏肉は比較的食べられており、既にみたように近年鶏肉、鶏卵の消費量が急増している。その結果、インドの鶏肉の生産量は過去10年間で2.7倍、鶏卵の生産量は1.7倍に増加している(第3図)。

また、インド国民のタンパク質摂取において牛乳が大きな役割を果たしており、インドの牛乳生産量(水牛の乳を含む)は1億1,700万トンで世界最大であり(米国8,746万トン、中国4,115万トン)、牛乳の生産量はこの10年間で46.9%増加している。

5 今後の見通し

経済成長を続けているとはいえ、インドには現在でも貧困者が多くおり、栄養不足人口

第3図 インドの畜産物生産量推移



は2億人を超えている。その一方で、インドは農産物の純輸出国であり、09年におけるインドの農産物輸出額は157億ドル(主な輸出品目は米、油かす、スパイス、肉類、タバコ等)、農産物輸入額は128億ドル(主な輸入品目は植物油脂、砂糖、豆類等)で、農産物の貿易収支は29億ドルの黒字である。慢性的な貿易赤字が続いているインドにとって農産物輸出は非常に重要であり、政府は農産物輸出に注力している。

ただし、インドは穀物輸出国ではあるものの生産量に占める輸出货量の割合はわずか2%に過ぎず、干ばつ等によって生産量が減少すると穀物の輸出货量は減少し、特に、国際穀物価格が高騰した07年にはインドは米(非バスマティ米)の輸出規制を行った。

インドの人口は膨大であり、インドの食料需給が世界の食料需給に与える影響は大きい。また、急増しているとはいえインドの肉類消費量は諸外国と比べるとまだ低水準であるため、今後経済成長に伴って畜産物消費量がさらに増加する可能性があり、それに伴って飼料用穀物の需要が増大することが予想される。インドでは化学肥料の使用量が少ないこともあって穀物の単収は低く、今後単収増加の可能性はあるが、水の確保が難しくなっている地域もあり、インドの穀物需給の動向については今後注視していく必要がある。

(しみず てつろう)

被災地における小規模漁港の復旧と漁村の再生

専任研究員 鴻巣 正

被災地の漁業者にとって、小規模漁港の復旧が大きな課題になっている。漁港の復旧に関し、復興構想会議等で費用対効果を重視する意見が強く出され、その後の政府の指針にも影響を及ぼした。特に、漁港の集約化が論点となり、漁業者の反発を招いた。

漁港の集約化は、本来、漁業者や漁村住民の意向を尊重すべきものであり、漁村における漁港の役割、沿岸漁業や漁業集落の特性等を踏まえるべき課題である。本稿では、小規模漁港の復旧と漁村の再生について考えてみたい。

1 東日本大震災による漁港被害

東日本大震災による漁港被害は、全国で319漁港、被害額は8,230億円と推計されている。特に被害が大きかったのは、岩手県、宮城県、福島県の3県で、ほぼすべての漁港が被災した。

漁港の復旧で、特に課題となっているのは、小規模漁港といわれる第1種漁港の復旧である。第1種漁港とは、利用範囲が地元の漁業を主とするものである。被災した第1種漁港は、岩手県で80漁港、宮城県で115漁港に達している。宮城県では、震災で被害を受けた142漁港のうち、拠点以外の漁港82漁港(ほとんど第1種漁港)について最小限の復旧にとどめ、漁港機能を集約化する方針を示した。

また、2012年3月に閣議決定された新たな水産基本計画では、小規模漁港について「漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能か

ら優先して整備する」「平成27年度末までに漁港施設の復旧をおおむね完了させる」とし、早期復旧を前提としていない。

2 小規模漁港の現状と原形復旧の原則

被災地の小規模漁港では、震災により漁港内に大量のがれき等が残り、地盤沈下が深刻で漁船も係留できない状況であった。小規模漁港の仮復旧は、専ら市町村の判断で、最低限の水揚げ再開ができるよう応急工事が実施されたにすぎない。8月下旬以降、順次災害査定がおこなわれ、災害復旧事業の対象となったが、応急復旧の域を出ていない(写真)。さらに、第3次補正予算の成立が遅れ、2012年度になっても本格復旧工事に着手できない漁港が多数存在する。

漁港は、1950年に制定された漁港法(現在の「漁港漁場整備法」)の制定により長期漁港漁場整備計画に基づき建設が進められた。漁港は、漁村地域の基盤であり、重要な公共土木施設



倒壊した漁港と係留された漁船
(2012年5月30日撮影(大船渡市))

である。漁港の復旧は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」で、地震等の災害により被災した施設は、原形復旧を原則とし、国の負担について規定されている。

さらに、小規模漁港には様々な水産施設が付属している。水産物荷捌施設、漁業用作業保管施設、漁船巻揚機、製氷貯氷施設、漁船上架施設、荷揚機用ウインチ施設、定置番屋などである。水産施設の災害復旧にあたっては、「農林水産業施設災害復旧事業費補助の暫定措置に関する法律」が適用される。小規模漁港であっても、漁港及び水産施設の災害復旧は国や地方自治体の重要な責務といえる。

3 小規模漁港の役割と復旧の課題

(1) 漁村における小規模漁港の役割

漁村は、前浜の漁家を核として、漁村共同体として成り立ってきた歴史がある。漁港を中心に集落を形成している場合が多く、漁港は漁村住民の拠り所となっている。漁港は、単に漁船を係留する施設でなく、漁港背後集落の居住地域を守っており、漁村住民の生活とも切り離せないものである。

漁業集落には、漁業で生計を維持してきた住民が多い。漁家率の高い地域が多く、漁業以外に生計の道が乏しいのが現実である。小規模漁港は、漁業者が漁業を続けていくためには不可欠であり、漁港の復旧の遅れや集約化は、漁業者から生計の道を奪うことになる。

さらに、漁港の集約化は、集落移転とも関連する重要な課題である。三陸の沿岸地域は、リアス式の岸壁が多く、高台移転などの余裕のない地域も多い。集落の移転や統合の難度の高い地域が多く、住民の居住の権利を尊重する観点からも、漁港の復旧をはかる必要が

ある。

(2) 小規模漁港復旧の課題

漁港関係の復旧には、2011年度第3次補正予算で漁港関係等災害復旧事業が措置されたが、被害額には遠く及ばない状況にある。このため、漁港の係留施設や防波堤等の外郭施設の原形復旧の目途がたっていない地域が多い。これは、漁村地域の住民の不安といらだちを招いている。

漁港復旧の遅れは、漁業者や漁村地域の復興意欲を減退させ、漁村の衰退につながる。

漁港の復旧は、漁業の復興ばかりでなく、漁村の再生に深くかかわる課題である。

さらに、漁港の復旧の遅れは、復興交付金事業の実施にも支障になっている。復興交付金事業では、漁港や漁業集落の地盤嵩上げが対象となっているが、災害復旧事業による漁港の復旧が前提となる。小規模漁港の復旧が遅滞すれば、漁村における復興交付金事業にも影響がでる。

4 むすび

漁港の復旧は、住民の居住や安全確保という基本にかかわる課題である。さらに、被災地の漁港の復旧の遅れは、漁業復旧のネックになり、被災地域全体の復旧を遅滞させる。その意味では、一刻も早く、災害復旧事業による原形復旧を果たし、本格的復興につなげる必要がある。

漁村地域に多数の生活弱者を生み出すより、漁業者が生き甲斐を持って漁業に従事できる環境を回復することこそ肝要である。漁業者が一刻も早く漁業に従事できるよう、小規模漁港の復旧こそ急ぐべき課題である。

(このす ただし)

2012国際協同組合年に向けて 「記念シンポジウム」を開催

常務取締役 原 弘平

去る4月17日、当総研主催により、「共生する社会を目指して～重要性を増す『社会的経済』と協同組合への期待～」と題する標記のシンポジウムを開催した。内容の詳細は、今後『農林金融』に掲載の予定であるが、ここでは、その概要を紹介したい。

1 現代社会における「社会的経済」の役割

本シンポジウムでは、スウェーデンの政治学者、ビクター・ペストフ氏、経済評論家、内橋克人氏より、それぞれ「社会的経済」をテーマとした基調講演が行われた。この「社会的経済」という言葉は、わが国ではあまりなじみがないが、ヨーロッパ、特にフランスなどでは比較的古くからある考え方で、協同組合、共済組合、非営利市民団体など、人々の連帯を基礎として行われる経済活動を総称してとらえたものである。

ペストフ氏は、永年スウェーデンにおいて社会的経済の研究に従事し、多くの実証的研究を基礎として、その重要性を強く主張している。国家、市場、個人との関係において社会的経済の位置づけを示した「ペストフの三角形」はわが国においても多くの研究者に知られている。

本講演において同氏は、現代社会において、国際機関や多国籍企業の活動が各国の政策に強く影響し、民衆の意思が政治に反映されにくい状況になっていること（いわゆる「民主主義の赤字」）が、社会的経済の役割を極めて重要なものとしている点を主張した。さらに、

経済のサービス化が進展したことが、受益者自身が積極的にサービス生産のあり方に関与すること（コ・プロダクション）、および複数の利害関係者（マルチステークホルダー）の利益を調整する仕組みの重要性を増大させ、そこに社会的経済の存在意義があることが述べられた。一方、スウェーデンでの事例をもとに、協同組合がある特定の主張に固執しすぎ、また大規模化し組合員の参加意識が低下すると、協同組合としてのアイデンティティを失ってしまうことへの警鐘も指摘された。

内橋氏からは、社会的経済のあり方について、重要な3つの問題提起が行われた。第一に、社会的経済は、同時代の社会が直面する重要な課題、貧困、格差、原発といったもの^{たいじ}に対峙する姿勢とビジョンを持ち得るのか、という点である。第二は、市場原理至上主義が強まるなかで、社会的経済は単にその矛盾や不満を緩和する「緩衝材」としての位置づけにとどまるのか、市場原理に代わるビジョンを示せるのかという点である。第三に、経営上有利であれば、世界のどこにおいても事業を展開できる多国籍企業に対し、地域との関係をその使命とする社会的経済・協同組合は、いかにしてそれに対抗できるのか、という点である。内橋氏は、これらの問いに真剣に向き合うことが、今後の協同組合の道しるべになるとして講演を結んだ。

2 社会的経済としての協同組合はどうあるべきか

これらの基調講演を踏まえ、パネルディスカッションにおいては、社会的経済としての協同組合のあるべき姿について議論が行われた。冒頭、栗本、蔦谷の両氏からは、それぞれ、生協、農協が地域社会において果たしている役割、また今回の災害からの復興において果たしてきた役割が報告された。続いて、ペストフ氏の示した社会的経済の位置づけに従い、国家との関係、市場との関係、個人・地域との関係、といった順で議論が展開され、内橋氏の提示した課題、すなわち協同組合はその思想性・事業性を両立させるビジョンを示せるか、またその位置づけを真に社会的な影響を行使しうるまでに高め得るか、といった点も踏まえてそれぞれの立場から意見が述べられた。

ペストフ氏からは、協同組合は社会的影響力を高め得るが、その変化は漸進的なものであり、不斷の努力が必要であること、その際に重要であるのは市民参加型、かつ多様な主体の利益を調整し得る知的な組織設計であり、また国家もそうした組織の役割を十分理解し、その育成に努める必要があることが指摘された。

栗本氏からは、協同組合は現代社会を構成する一つの「セクター」として、資本主義の持つ様々な矛盾を解決し、改善していく重要な役割を担うこと、また社会的経済が今後そうした地位を向上させていくためには、協同組合相互の連携が極めて重要であることが指摘された。

蔦谷氏からは、現在の市場主義的社会に代わる新たな社会のビジョンとして、循環型・定常型社会を目指すべきこと、またその長期

的な目標に向けて今できることを積み上げていくことが社会的経済の役割であることが述べられた。そうした地道な努力の方向として、既存の協同組合は、地方公共団体との連携、協同組合内における市民的活動の育成などが極めて重要であることが指摘された。

3 おわりに

今回のシンポジウムは、国際協同組合年を記念して開催したものであるが、その大きな目的は、わが国における協同組合の位置づけ、役割の重要性を広く世に問いたいということであった。わが国においては、協同組合が個別業態ごとに、いわば縦割りの立法体系で組織されてきたこともあり、協同組合を一体的にとらえるという考え方はあまり一般的ではない。さらに、それを、その他の市民的活動を含めたより広い「社会的経済」という考え方でとらえることは、一部の研究者を除きほとんどなかったように思われる。今回のシンポジウムにおいては、そうした社会的経済の現代社会における役割、重要性を示すことが最大の目的であった。内橋氏の正面からの問いかけは、社会的経済の道のりがいかに厳しいものであるかを示すとともに、またその重要性を指摘したものであったように思われる。

今回のシンポジウムには、系統関係者、生協関係者、その他市民団体、協同組合研究者、市民運動研究者など、300名を超える参加者が集まった。コーディネーターの今村氏が指摘したように、これらの人々が垣根を越えて連携し、研究を深めていくことこそが、社会的経済の発展にとって極めて重要であり、本シンポジウムがその一つのきっかけとなれば幸いである。

(はら こうへい)

TACに位置付けてJA営農指導員の潜在力を引き出す ——愛媛県JAうまにおけるサトイモの生産振興とマーケティングを中心に——

主任研究員 尾高恵美

1 はじめに

産地に密着した営農指導員は、ほかにはないJA特有の資源である。しかし、現実には兼務や行政対応が多く、指導業務に専念することが難しい場合が少なくない。愛媛県のJAうまは、出向く営農経済職員を「アグリアドバイザー^(注)」として位置付けることにより、営農指導員の潜在力を引き出すことに成功している。ここでは、JAうまの主力品目であるサトイモに注目して、アグリアドバイザーの業務体制と取組内容を紹介する。

2 JAの概要

JAうまは、旧宇摩郡の四国中央市と新居浜市別子山地区を管内としている。組合員数は1万3,449人で、うち正組合員は5,327人である(10年度末)。管内は製紙業を中心に兼業機会が多く、総農家3,039戸のうち販売農家は約半数である。販売農家のうち専業農家は33.9%を占めており、サトイモを中心に野菜生産と、採卵鶏を中心に畜産が盛んである。

地域では日本三大局地風の一つ「やまじ風」という、屋根瓦を吹き飛ばすほどの強風が吹く。サトイモは、このような気象条件に適した品目として約400年前から栽培されてきた。JAうま管内が大宗を占める愛媛県の10年産サトイモ出荷量は全国第9位(農林水産省「野菜生産出荷統計」)であるが、10年の大阪府中央卸売市場における同県産取扱量は第1位となっている(大阪府ウェブサイト)。

3 合併後、JA利用低下への対応が課題に

当JAは、08年4月にアグリアドバイザー6名を本所に配置した。地区別に分担して、認

定農業者をはじめ775戸を訪問している。

アグリアドバイザーを配置した背景には、JAの広域合併後に、組合員である生産者との関係が希薄化したことへの反省がある。03年の最終合併後、各支所の経済センターを5か所に統合した。コスト削減等プラスの効果もあったが、生産者に「合併で遠のいてしまった」という印象を与え、JA利用の低下を招くマイナス面も小さくなかった。

4 生産者に出向く人材と体制

そこで、生産者との関係を作り直すために、当JAは、販売担当の経験があり、とくに高い技術をもつ営農指導員を中心にアグリアドバイザーに任命して、次のように業務体制を整えた。

1つめは、アグリアドバイザーに任命された職員については、兼務を削減し、生産資材の推進目標をなくしたことである。以前の営農指導員は、農産物販売や生産資材の推進だけでなく、灯油の配達など関連性の低い業務を含めて兼務が多く、営農指導に専念できない状況にあった。

兼務と推進目標を削減したことによって、従来からの生産者に集まってもらう栽培講習会に加えて、圃場で個別指導することが可能になった。天候変動等に合わせてタイムリーにアドバイスをすることができる。

2つめは、アグリアドバイザーを1か所に集約したことである。1か所に集約したことにより、アグリアドバイザー同士のヨコの関係ができ、チームとして生産者に対応する体制ができた。各アグリアドバイザーは、担当する地区で専門の作物を中心に指導する。担

当地区の生産者から専門外の作物について相談を受けた場合にも、その品目を担当するアグリアドバイザーにすぐに引き継いで対応することが可能になった。

3つめは、TACの活動をサポートするために全農が開発したパソコン上のシステム(TACシステム)の活用である。主な機能は情報の入力、蓄積や交換であり、プロセスや目標の管理に役立ち、JA内で活動記録を共有したり、他JAのTACとも情報を交換することができる。

当JAの場合、アグリアドバイザーは、TACシステムの日誌に、活動内容を毎日記録する。組合長や営農担当役員も活動記録を閲覧できるため、生産者からの要望に役員を含めて迅速に対応することが可能となっている。

このように体制とツールを整えたものの、当初は、アグリアドバイザーが生産者を訪問しても受けるのは苦言ばかりという日が続いた。訪問を繰り返し、少しずつ要望や相談を受けるようになり、迅速な対応と適切な個別指導を重ねた結果、生産者との距離が徐々に縮まり、成果が表れ始めた。サトイモ生産においては、従来の品種から優良品種愛媛農試V2号(全農愛媛県本部の登録商標は「伊予美人」)への切り替えや、省力化によって規模拡大につながる全期マルチ栽培の普及にも、アグリアドバイザーの活動は大きく貢献した。その結果、サトイモ生産は徐々に拡大した。次の課題は、それをいかに販売するかである。

5 消費者ニーズを営農指導に生かす

10、11年度には、サトイモに関する消費者

(注)担い手に出向くJA担当者の全国統一愛称はTACと呼ばれる。当JAのアグリアドバイザーのように、独自に愛称をつけているJAもある。2012年3月末で、TACを配置しているJAは293組合、TAC数は1,593名となっている。TACを全農の全国本部や県本部の担い手担当部署が後方支援する。



伊予美人の試食宣伝とアンケート

ニーズの的確な把握と、伊予美人ブランドの宣伝のために、アグリアドバイザーが中心となり、試食宣伝会を行った。主たる販路である関西圏の生協や量販店で、地元の伝統料理いも炊きやサトイモコロッケの試食と、サイズ等の好みについてアンケートを行うというものである(写真)。

アグリアドバイザーが直接把握した消費者ニーズは、生産者にフィードバックされ、例えば、売れ筋のサイズをより多く収穫するための栽培指導に生かされている。

伊予美人は、全農愛媛県本部が登録した愛媛農試V2号という品種の商標である。この品種の大きな特徴は、出荷期間が9月中旬から5月初旬までと長いことである。小売側にとっては、産地をリレーさせずに、同一産地から長期間仕入れることができる。産地の思いを直接消費者に伝え、伊予美人ブランドが浸透することによって、繰り返し購入するリピート効果を期待できる。

6 おわりに

当JAのアグリアドバイザーの取組みは、営農指導員の業務体制を見直すことにより、生産者との距離を縮め、さらに営農指導を核に活動の幅を広げて業務内容を高度化できること、TACはそのための一つの有効な仕組みであることを示唆している。

(おだか めぐみ)

「しんきん傷害保険付定期積金」の商品開発

主事研究員 田口さつき

1 傷害保険のついた定期積金

定期積金の利用者は、子供の進学など将来何らかの目的で一定額の資金が必要になることを想定し積立てを行う場合が多い。

この利用者の貯蓄行動を踏まえ、定期積金に傷害保険を付けることによって、事故により利用者が積み立てることができなくなった場合でも、必要な資金が確保できる交通傷害保険付定期積金などの金融商品を独自に設計し取り扱う金融機関はこれまでも存在した。しかし、事務の煩雑さ等から取扱規模の拡大が難しかった。

このようななか、「しんきん傷害保険付定期積金」（以下「傷害保険付定積」）の取扱いが2008年12月より信用金庫で始まった。同商品は、信金中央金庫（以下「信金中金」）が信用金庫に提供した商品であり、取り扱うかどうかの判断は各信用金庫が行っている。

実績面では、第1図のように拡大傾向が続

いている。12年3月末時点で全信用金庫の66.8%に当たる181金庫が取り扱い、販売額は約5,700億円に増加した。

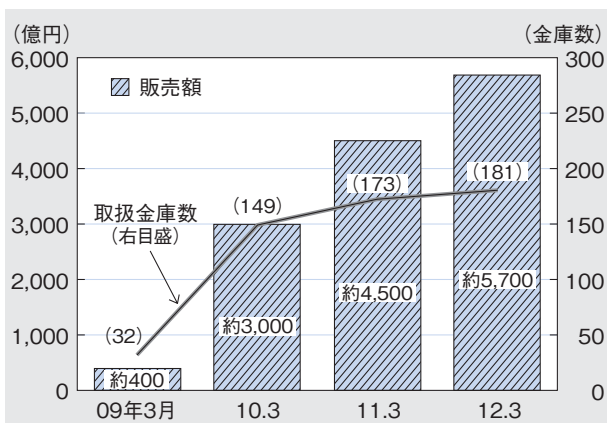
傷害保険付定積の開発は、信用金庫での定期積金の再評価の動きを受けた信金中金が、信用金庫の業務をサポートすることを目的に、共栄火災、損保ジャパンとともにに行った。商品設計や仕組みといった面で様々な工夫がなされており、以下では、それらを詳細にみていきたい。

2 商品設計について

傷害保険付定積は、利用者が目的をもって積み立てるという観点から、契約期間は5年、または、10年と長期である。

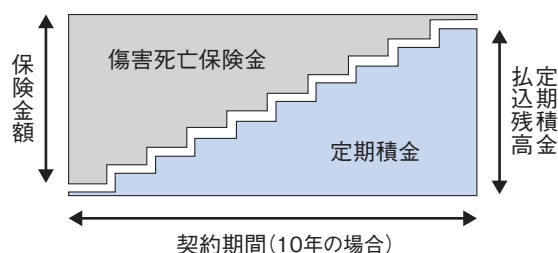
また、保険部分については、「従来型」と「フラット型」がある。従来型（第2図）は、定期積金の未積立部分を傷害死亡保険金で補償するという考え方である。これは前述の通り、利用者が不測の事故にあって死亡した場合にも事前に目標としていた定期積金掛金総額を家族に残せることに着眼して設計されたもの

第1図 しんきん傷害保険付定期積金の取扱実績の推移



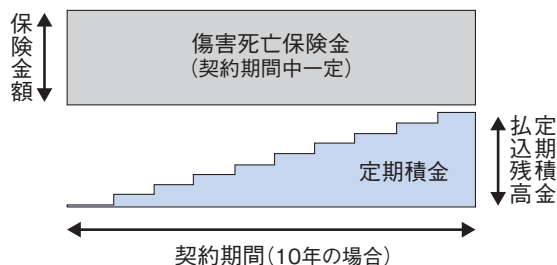
資料 信金中央金庫資料から作成

第2図 保険部分(従来型)



出典 信金中央金庫「業績のご報告」(平成22年度)

第3図 保険部分(フラット型)



出典 第2図に同じ

である。そのため、定期積金の払込残高が増えると保険で補償される部分が減少する。

これに対し、傷害死亡保険金が積立てとともに減少することは分かりにくいという販売現場の意見もあり、11年3月からは、傷害死亡保険金(定期積金掛金総額と同額)が契約期間中一定のフラット型(第3図)も導入された。

3 仕組みの工夫とその背景

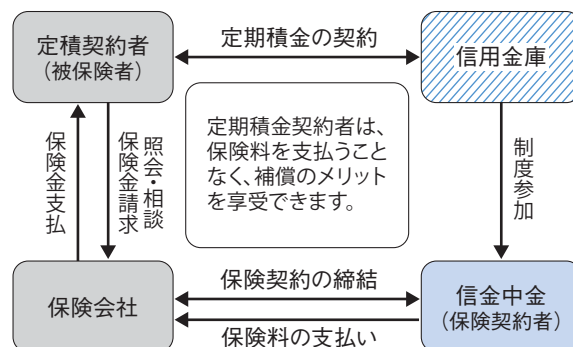
傷害保険付定積の仕組みの大きな特徴は、信金中金が保険契約者となり損害保険会社と契約を行っていることである(第4図)。

そのため、保険料を支払っているのは信金中金であり、同商品の利用者が信用金庫は保険料の負担がない。つまり、利用者にとっては、無料で補償のメリットを受けられる。

また、保険部分は「商品付帯契約」という扱いになっているため、保険窓販業務には該当しない。これにより、信用金庫にとっては、販売時の保険についての説明義務や必要書類作成・管理などの取扱事務の負担がおおいに軽減される。

なお、被保険者の属性によって保険料が異なるなどの煩雑さを避けるために、傷害保険付定積の保険部分としては、共栄火災の「標

第4図 しんきん傷害保険付定期積金の仕組み



出典 第2図に同じ

準傷害保険」という保険加入者の年齢、職業、性別にかかわらず、保険料が一律の商品が活用された。また、補償内容は①傷害死亡保険金、②傷害入院保険金、③傷害手術保険金の3つであり、わかりやすい設計となっている。

4 商品としての位置づけ

傷害保険付定積は、提案型営業のツールとして活用されている。筆者のヒアリングによると、現在、同商品の主な利用者は50歳代が中心だが、若年層などこれまで取引の薄かった顧客との関係づくりのきっかけになると考える信用金庫も多い。また、アパートローンの利用先に修繕費の積立てとして同商品を推進する事例もある。

顧客への訴求性だけでなく、事務負担の軽減等が図られているため、取り扱う信用金庫からも評判がよい。

傷害保険付定積は、信金中金と共栄火災、損保ジャパンという異なる業態がそれぞれの役割を踏まえて協業を進めた点も、今後の金融商品の開発に参考になる事例である。

(たぐち さつき)

地域銀行とメガバンクの高齢者アプローチの差異

——年金関連商品・サービスの比較から——

研究員 寺林暁良

1 はじめに

当総研では、2011年6月に地域銀行(地銀、第二地銀)105行(当時)を対象として、年金受給口座の獲得に向けた取組みの状況を調査した。この結果、規模が大きく都市部に位置する地域銀行ほど、積極的に年金関連の商品・サービス^(注1)を導入していることが分かった。

それでは、メガバンク3行は、高齢者向けにどのようなアプローチをおこなっているのだろうか。本稿では、年金関連商品・サービスの比較によって、両業態の高齢者に対する推進スタンスの違いを確認してみたい。

2 年金受給者向けサービスの比較

以下では、地域銀行とメガバンクの年金関連商品・サービスの導入状況を比較する(第1表)。

①年金受給口座指定者向け商品

まず、年金受給口座指定者向け商品として、約8割の地域銀行は金利を上乗せする定期預

金などの商品を導入していたが、メガバンクでは、こうした商品の導入はみられなかった。

②退職金向け商品

一方、退職金向け定期預金は、地域銀行、メガバンクともに注力していた。ただし、メガバンクは、3行ともに円定期預金と投資信託や外貨定期預金等とのセット商品を豊富にそろえ、販売に力を入れていた。

地域銀行にとって、年金や退職金は重要な預金獲得源となっており、それを獲得すること自体が大きな目的となる。一方、メガバンクの場合は、退職金のようなまとまった資金から資産運用ニーズを掘り起こすことに主眼が置かれている。こうした違いが、年金受給者や退職金向け商品の差にも表れていると考えられる。

③制度・組織(推進のための仕組み)

推進のための制度・組織については、地域銀行の約6割がポイント制^(注2)を実施しており、年金受給口座指定の大きなインセンティブとなっている。一方のメガバンクは、3行ともがポイント制やそれに準ずるサービスを実施しているものの、ポイント付与の条件としては、預金残高や投資信託取引実績等のボリュームの大きさが重視されており、年金受給口座指定を条件にしているのは1行のみであった。

また、地域銀行の4割程度が組織していた年金受給者向けの会員制(いわゆ

第1表 年金関連商品・サービスのラインナップと実施行数

(単位 行、%)

		地域銀行 (105行)		メガバンク (3行)	
①年金受給 口座指定者 向け商品	定期預金 積立定期預金 専用ローン	81 14 11	77.1 13.3 10.5	- - -	- - -
②退職金向け 商品	定期預金 資産運用セット	85 15	81.0 14.3	3 3	100.0 100.0
③制度・組織	ポイント制 年金会員制	62 39	59.0 37.1	1 1	33.3 33.3
④相談・ サポート	年金相談会 受給支援サービス	63 42	60.0 40.0	1 -	33.3 -

資料 各銀行ホームページから作成

る「年金友の会」については、メガバンクでは1行が50歳以上の顧客を対象にした会員制を設けているのみであった。ただし、いずれのメガバンクも預かり資産の取引額が一定以上の顧客を対象とした富裕層・準富裕層向け会員制を組織しており、旅行ツアーの紹介や健康・医療サポートなどのサービスを提供していた。

以上のようなポイント制や会員制の設計からも、年金受給者の獲得に関する考え方の違いを垣間見ることができる。地域銀行は、年金受給口座が集まる仕組みづくりに注力している一方で、メガバンクは多数の年金受給口座を獲得することには主眼を置いておらず、取引額の大きな富裕層・準富裕層の囲い込みを重視している。

④相談・サポート

年金関連の相談・サポートについては、6割の地域銀行が年金相談会を実施していたが、メガバンクで実施していたのは1行のみであった。ただし、資産運用もしくは遺産相続に関する相談会はメガバンク3行ともが積極的に実施していた。

また、年金受給口座の手続き等について個人相談に応じる受給支援サービスは、地域銀行の4割が実施していた。メガバンクでは、

こうしたサービスはみられなかったが、資産運用相談や相続相談などについては各行が専用相談スペースや専用ダイヤル等を設けて対応していた。

このように、相談・サポート体制についても、メガバンクは資産運用や資産管理のような富裕層・準富裕層向けのサービスの充実に力点を置いている。

3 おわりに

地域銀行とメガバンクの年金受給者向けサービスを比較すると、地域銀行は年金受給口座の獲得を目指して年金関連商品・サービスを積極的に投入している一方、メガバンクは年齢階層別のセグメントよりも資産規模別のセグメントを重視しており、高齢者向けというよりも、富裕層・準富裕層向けの商品・サービスの充実をはかっていることが確認できた。

このように、両業態の高齢者リテール営業の推進に対するスタンスは異なっている。ただし、前述の地域銀行を対象とした調査では、フィージビリティの拡大や相続による資産流出防止の観点から、地域銀行も大手行を中心に富裕層・準富裕層の高齢者の囲い込みを強めていることが明らかになっている。各金融機関にとって高齢者取引の深化が課題となるなか、メガバンクの資産運用・資産管理の推進戦略を改めて学ぶことも重要ではないと思われる。

(てらばやし あきら)

(注1) 拙稿(2012)「地域銀行の年金受給口座推進戦略」『農林金融』5月号を参照。

(注2) ポイント制とは、給与振込・年金受給口座の指定や公共料金の自動支払い、預かり資産取引などの実績に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じてローン金利の引下げやATM・振込手数料の割引などの各種特典を受けられる制度である。

東日本大震災における「応急住家」の供給実態と「みなし仮設」の課題

研究員 多田忠義

1 はじめに

東日本大震災では、地震及び津波によって約13万棟の住家が全壊し、2012年5月10日現在34万1,235人が避難生活を余儀なくされている（復興庁とりまとめ）。12年度に入り、各地で移転・復興計画が相次いで発表される一方で、被災者はようやく二次避難を終えたというのが実感ではなかろうか。住家の復旧・復興実態を把握する上で住宅着工戸数を分析する意義は十分あると考えるが、移転計画が完成した地域は一部であり、災害公営住宅の建設は足踏みするなど、被災者が生活再建を実現する上で住宅を再建するか災害公営住宅に入居するか見通せないのが実態である。むしろ、現在被災者が置かれている二次避難の環境を、地域ごとの特徴を踏まえて把握することが、被災者の生活再建を見通す上で重要だと考える。

そこで本稿では、被災者の生活拠点である「応急住家」に焦点を当て、「みなし仮設」が果たした役割と直面している課題を明らかにし、被災地における住宅再建を見通す視点を提供したい。^(注1)

2 応急住家の供給実態

住家被害が広域で、かつ大規模であったため、応急仮設住宅の建設用地の選定に時間を要する地域が多かったほか、地震直後に発生した燃料不足等による資材輸送の途絶、地震・津波によって仮設住宅の資材製造工場が被災するなど、^(注2) 応急仮設住宅建設は多くの困難に直面した。しかし、災害救助法等の弾力的な運用などにより、応急仮設住宅、公務員宿舍や公営住宅に加え、みなし仮設が提供された。特に、みなし仮設の提供制度を変更したことで、それらを多くの被災者が利用することになり、結果的に当初7万戸程度必要と見込まれていた応急仮設住宅は、約5.3万戸の設置で済んだ。^(注3)

第1表は、応急住家の提供内訳を県別にまとめたものである。岩手県では、民間賃貸住宅の供給が内陸部に比べて少ない沿岸部に被災が集中したため、応急仮設住宅のニーズは他地域に比べ高くなったと考えられる。

宮城県では、主要な民間賃貸住宅供給地である仙台市、石巻市が被災地域であったため、被害を免れた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居を希望する被災者や生活再建を目指して福島県から避難する被災者・避難者が入居しているとみられる。一方、気仙沼市、南三陸町、女川町や石巻市などでは住家そのものが津波により流失したため、^(注4) 応急仮設住宅を建設する必要

第1表 応急仮設住宅完成戸数およびみなし仮設等の入居決定戸数

(単位 件、戸、%)

	岩手県	宮城県	福島県	その他	総計
①みなし仮設入居件数	3,598	26,050	25,349	13,148	68,145
②応急仮設住宅完成戸数	13,984	22,095	16,464	315	52,858
③UR賃貸入居決定戸数	-	48	-	916	964
④公営住宅等入居決定戸数	167	989	424	7,111	8,691
みなし仮設の割合	20.3	53.0	60.0	61.2	52.2

資料 ①復興庁(2012年5月22日現在)、②～④国土交通省住宅局(②同年6月1日現在、③④同年5月7日現在)

(注) みなし仮設の割合=①/(①+②+③+④)×100。

もあった。

福島県では、主要な民間賃貸住宅供給地である郡山市、いわき市、福島市の被害が小さかったため、みなし仮設に入居する被災者が多い。また、原発事故に伴う避難では、コミュニティを維持する目的で、集落単位で応急仮設住宅に入居するケースがみられる。

3 「みなし仮設」の果たした役割と課題

前掲34万1,235人中32万3,943人^(注5)が今なお、こういった応急住家等で生活を送っており、東日本大震災の被災者支援策として、みなし仮設の存在は被災者の生活再建に大きく貢献したといえる。特に、既存の民間賃貸住宅に居住することで、就業機会までのアクセスが良い点、生活インフラ等を追加整備する必要がほぼない点が被災者に評価された。

一方、みなし仮設が利用されることによっ

て明らかになった問題点もある。一つは、みなし仮設の制度が、どの地域でも運用できるとは限らないことである。上記で見た通り、必ずしも被災地近傍に提供可能な民間賃貸住宅が存在するとは限らないからだ。それゆえ、少なくとも市町村や県のレベルで、自地域で供給可能な応急住家の実態を事前に把握し、非常時に柔軟に対応できるような制度を整えるべきであろう。例えばS産業(株)(岩手県住田町)が地震直後に地元木材を用いて建設した^(注6)仮設住宅のように、地域の資源や関係団体を活用・連携することで、迅速に応急住家を提供できると考える。

もう一つは、被災者が分散することによって、彼らが必要とする情報や行政支援を受けにくくする点である。応急仮設住宅は被災者が集住するため情報の伝達・共有は容易だが、みなし仮設では困難となる。みなし仮設に入居する方々にできるだけ負担をかけない情報伝達・共有の方策を考えるべきであろう。

4 生活再建と住宅建設に向けて

みなし仮設の入居・転居をめぐる、多くのトラブルが発生していると報道各社は伝えているが、みなし仮設の制度そのものが「仮設」であったことに起因すると考えられる。現在、特例措置^(注7)により1年の期限延長が認められ、最大3年の入居が可能となったものの、がれき処理の遅延、住宅再建の土地や災害公営住宅建設の目途が立たないことなどが、被災者を更なる期間応急住家に押しとどめてしまいかねない。それゆえ、被災者の将来を見据えつつ、現状の応急住家供給に関する課題^(注8)を検証し、地域の実態に柔軟に対応できる制度が設計されることを期待したい。

(ただ ただよし)

(注1)本稿では、応急仮設住宅、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅(「みなし仮設」)、被災者向け公営住宅をまとめて「応急住家」と呼ぶ。

(注2)例えば、11年3月23日付毎日新聞朝刊3頁

(注3)厚生労働省社会・援護局長通知「平成23年4月30日社援発第430001号」

(注4)国土交通省「東日本大震災における応急仮設住宅関係の対応経過」(12年6月11日確認)

<http://www.mlit.go.jp/common/000170076.pdf>

(注5)12年5月10日現在(復興庁)。全避難者数のうち、応急住家、病院等の施設に避難する人数。

(注6)例えば、高見真二(2011)「東日本大震災における応急仮設住宅の建設について」『建設マネジメント技術』7-11。

(注7)厚生労働省12年4月17日プレスリリース「応急仮設住宅入居者への支援の拡充等について」(12年6月19日確認)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000028bmx.html>

(注8)阪神・淡路大震災を踏まえつつ、今次の震災における応急住家供給と被災者支援に関する論考として、例えば、宇南山卓(2012)「応急仮設住宅の建設と被災者の支援：阪神・淡路大震災のケースを中心に」『RIETI Discussion Paper』12-J-011が挙げられる。

日本郵政グループの現状と民営化法改正後の注目点

理事研究員 渡部喜智

1 日本郵政グループの経営の現状

前回総選挙(2009年7月)後の政権合意に基づく政府の郵政民営化見直し法案は、いわば店ざらし状態にあったが、今国会の与野党協議の結果、政府は提出法案を撤回、議員立法による「郵政民営化法の一部改正」案の議決という形で郵政見直しは落着した。改正法は一部を除き、12年10月1日に施行される。

安全・安心な地域金融サービスを持続可能な形でいかに提供するか？高齢化と人口減少が進む地方・地域において、その重要性は増している。その認識を出発点とすれば、地域金融を対立軸の上から語ることは有益ではないだろう。しかし、前述法改正は日本郵政グループをどのようにしていくか、というビジョンに欠けると言わざるを得ない。代わりに自らの組織維持や膨張政策のための制度固めが随所に見られる。

まず、民営化後の決算など経営状況を、4事業会社を中心に簡単に見ることとしたい。

現在、日本郵政グループは持株会社の下に、郵便局と郵便および銀行(郵便貯金)と生命保険(かんぽ)の金融2社の合計4事業子会社をぶら下げる組織形態を取っている。

そのうち、金融2社の決算(純利益)は有価証券関連の運用収益が底上げ要因となったこと等もあり、表面上は堅調である。また、経営基盤と言える預金残高や保険契約額については底入れから反転の傾向もうかがえる。例えば、郵便貯金の残高は12年3月期末(11年度)に12年ぶりの増加(175.6兆円で前年度比0.6%増)^(注1)となった(第1図)。かんぽ生命は保有契約

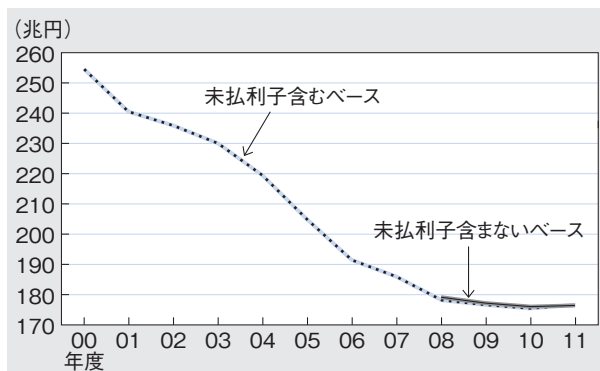
額(旧簡易生命契約との合算)の減少傾向が続いているが、新規契約額は11年度微増にとどまったものの、08年度から4年連続の増加となっている。

これに対し、郵便事業は、信書など郵便の減少傾向と宅配便事業の競争激化などのもとで3年連続の赤字である。また、郵便局事業も事業量縮小で収益は伸び悩んでいる。

一方、法の趣旨に沿って店舗ネットワーク維持の取組みは行われている。民営化前後に様々な事情で簡易郵便局が閉鎖されたが、解消の取組みにより、東日本大震災等の影響により営業停止中のもの(△28局)を除くと、簡易郵便局は207局増えた(12年5月末現在)。直営郵便局は、統合・配置見直し・入居ビル取り壊し等(△39局)および東日本大震災による営業停止(△53局)と新設等(+10局)により合計して82局減少となっているが、郵便局数全体では東日本大震災の影響分(81局)を除き、民営化後に178局増えた。

加えて、渉外社員を公共施設等に週2回程度派遣する出張サービスや車両による移動郵

第1図 郵便貯金の残高推移



資料 ゆうちょ銀行財務データなどから作成

ただし、簡易郵便局を中心にごく少人数による運営という実態も指摘される。金融事故防止などコンプライアンス態勢上適正なものかは、他金融機関との競争条件確保という観点からも含め、適切に検証されるべきだ。

10月1日の施行を受け、郵便局会社と郵便事業会社は合併し、「日本郵便」に再編される。これにより、郵便局での郵便と貯金、生命保険の一体的サービス体制が再構築・強化される一方、郵便事業の赤字体質は不明確になる可能性がある。また、法改正により郵便に加え、金融2社のサービスについても「全国遍く一律」というユニバーサル・サービス義務が定められたことにより、金融2事業の現状体制継続の法的根拠が強まった(第2図)。日本郵政グループが保有するゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式処分の規定は、16年9月を期限とする全部処分義務の規定から、「目指す」という努力目標的な文言に後退。金融2社についての保有株の完全売却が将来果たされ、競争条件の平等性が確保されるようになるかは不透明だ。

(注1) 定期性、流動性ともに前年度比プラス。流動性預金は満期到来に伴うなどの「振替貯金」の滞留も大きく、その動向によっては残高減少要因となる。

```
graph TD
    JP[日本郵政  
(持株会社)] --> JP2[日本郵便(2社合併)  
ユニバーサルサービスと  
ネットワーク維持の義務]
    JP --> MP[メルパーク等  
かんばの湯]
    JP --> YB[ゆうちょ銀行  
正社員1.23万人  
本支店計234]
    JP2 --> JP2_1[郵便事業  
正社員9.9万人弱  
支店1,090  
集配センター2,524]
    JP2 --> JP2_2[郵便局窓口サービス  
正社員11.1万人強  
直営郵便局20,096  
簡易郵便局4,069]
    JP2 --> JP2_3[*株式の総数を政府保有]
    JP2_3 --> BA[銀行代理店]
    JP2_3 --> NFB[新たに金融2事業にも  
ユニバーサル・サービス義務]
    BA --> MA[募集代理店]
```

式売却は重要な震災復興財源の一つとされており、当面の株式売却において、政府がより高く売りたいと考えるのは自然だろう。そのため、新規事業進出など事業拡大を軸とする成長ストーリーを振りまくことも想定される。

民間の地域金融サービスは量的・質的に既にニーズに対応したものとなっている。むしろ日本郵政グループの金融2社の事業拡大は、地域金融の競争条件をかく乱し不安定化させかねない。日本郵政グループのあるべき姿、行うべき使命・サービスはどのようなものなのか、国会および郵政民営化委員会は改めて考え、新規事業進出などについても熟議を重ねることを求めたい。

17

水不足問題とその背後にあるもの

——中東ティグリス・ユーフラテス川流域の事例より——

独立行政法人国際協力機構 田中幸夫

1 はじめに

農業生産に水が欠かせないことは改めて説明を待つまでもない。一般に天水農地に灌漑を導入することにより、その単収は倍から数倍に跳ね上がると言われている。比較的水資源が豊富であるとされる我が国においても、用水確保のための土地改良事業や、限られた水を共有するための水利慣行の形成など、不断の努力が古くから各地で行われてきた。

一方、世界に目を向けると、その様相はより深刻であり、今日も水をめぐる争いが各地で発生している。本稿では、そういった水不足が深刻な地域の一つであるティグリス・ユーフラテス川流域の農業用水利用に焦点を当て、農業生産と水資源管理のあり方を考える上での一視点を読者に提供したい。

2 ティグリス・ユーフラテス川流域の概要

ティグリス・ユーフラテス川の名前を聞いたことがないという読者は少ないであろう。両河川はトルコ東部に水源を有し、シリア及びイラクを経て、ペルシャ湾に注ぎ込む。世界で最初の灌漑農業はこの流域の最下流国イラクで始まったと言われており、豊富な食料生産により生まれた余剰労働力が世界四大文明の一つであるメソポタミア文明の発展を可能としてきた。

このように古い水利用の歴史を有するティグリス・ユーフラテス川流域であるが、近年は各流域国の水需要が高まり、水をめぐる国家間紛争が起きている。これまで両河川の水により灌漑を行ってきたイラクに加え、上流国であるトルコ・シリアにおいても新規灌漑

農地の開発が進み、結果として河川の水が足りなくなっているというのである。水をめぐる国家間紛争の詳細については筆者による別稿に譲るとして(田中・中山(2010))、ここでは当該地における水利用の実態について見てみたい。

3 ティグリス・ユーフラテス川流域の農業用水利用の実態

ティグリス・ユーフラテス川をめぐる国際水紛争について扱う文献は数多くあるが、その水利用の実態に迫るものは意外にも少ない。

著者は2010年8月にトルコ東部ハラン平原における農業用水利用の実態調査を行った。ハラン平原はトルコ・シリア国境付近に位置し、ユーフラテス川本流に建設された巨大ダム(アタチュルクダム)からの取水により約10万haの農地が灌漑されている。灌漑施設の開発は1980年代に進められ、90年頃から灌漑農業が行われている。主な栽培作物は小麦や綿花などである。農地区画は3～5haほどあり、その合間を縫うようにコンクリートライニングされた用水路がなみなみと水をたたえて走っている。

現地を歩いていてまず目に留まるのは水路からの漏水である。水路の破損部分から水が滝のように流れ落ち、小さな池のようになっている。現地の人々はそれを気に留めようともしない。

次に、水田と見まがうような水浸しの圃場に出くわす。取水を行っても、圃場の均平が十分になされていないため圃場の隅々まで水が行き届かず、それを補うように取水を続け

た結果、圃場の大部分が池のようになってしまっている。当然のことながら、排水施設も十分に機能していない。

このような過剰灌漑を続けると地下水位が上昇し、毛管現象によって土壌中の塩類が土壌表面に析出する塩類集積(塩害)が発生する。現にハラン平原の低地部には地下水位上昇のため湿地のようになってしまった一帯が見られ、その周辺の乾いた土壌には白い塩類が析出していた。これら一帯は既に耕作放棄されており、多大な投資によって開発された灌漑農地は開発から20年を待たずして開発前以上に不毛の地と成り果ててしまっていた。また、当該地は降水量が少なく大気が乾燥しているため、不適切な灌漑管理によって地表に溜った水はその大部分が蒸発によって大気中に失われてしまうことになる。

最下流国であるイラクは治安の問題から現地調査が困難である。しかしながら、イラクは降雨量が極めて少なく(国土の大半が年間降水量200mmに満たない)、その水資源の大半をティグリス・ユーフラテス川を中心とした河川流入に依存しているため、国内でどの程度の水が消費されているかは河川流量の収支(流入量と流出量の差)を見ることで推定が可能である。

筆者が1980年代から90年代の流量データを用いてイラク国内の水収支を推定したところ、驚くべきことにイラクに流入した河川水の約7割がイラク国内で消費されていることがわかった。これらの水消費は農地における蒸発散(蒸発及び植物からの蒸散)により生じていると推定される(生活用水などの水利用は、利用後に国内で循環して最終的に河川に流出し、水消費には結びつかないため)。

この分析結果が示唆するのは、イラク国内においても上述のトルコ同様、不適切な灌漑管理のために大量の水が蒸発により失われ、

おそらく農地の塩類集積も急速に進んでいるであろうということである。筆者が分析を行ったのは2000年以前の期間であったが、2003年のフセイン政権崩壊後、灌漑施設を含むイラク国土の荒廃は進んでおり、水消費の状況もさらに悪化していることが予想される。

4 おわりに

近年、水に関する国際的な議論の場では「Water-Food-Energy-Nexus」という言葉が頻繁に飛び交う。直訳すると「水・食料・エネルギーのつながり」であるが、食料生産に水やエネルギーが必要であるという従来的な意味合いに加え、近年は食料からのエネルギー生産(バイオマスエネルギー)やエネルギーによる水の生産(海水淡水化)など、水・食料・エネルギーが相互に代替可能となっており、その代替可能性を踏まえた上での効率的な利用が求められていることが背景にある。

雨の少ない中東において「水は金なり」であり、一部の産油国では多大なエネルギーを投じて海水淡水化により水を確保している。しかし一方ではティグリス・ユーフラテス川の事例のように多大な水が無駄に使われている。もちろん、水利用の形態はその土地の文化に深く根ざしており、一朝一夕に変えられるものではない。しかし、世間において「水の絶対量の不足」にとかく耳目が集まりがちである中、実は今回示したような「水の使われ方」への着目に事態改善のヒントがあることも留意されるべきである。

<参考文献>

- ・田中幸夫・中山幹康(2010)「ティグリス・ユーフラテス川を巡る国家間紛争とその解決の可能性—国際河川紛争解決要件に関する一考察—」『水文・水資源学会誌』23(2), pp.144-156

(たなか ゆきお)

国際農業者交流協会の海外農業研修その3

——デンマークでの酪農研修 JA道東あさひ代表理事組合長 原井松純氏——

主任研究員 室屋有宏

1 はじめに

JA道東あさひ(本所「野付郡別海町」)は、日本を代表する酪農地帯「根釧地域」にあり、年間の生乳生産量38万トンは単協として日本最大であり、北海道全体のおよそ1割のシェアを占める。

同JAの原井組合長は、国際農業者交流協会の前身にあたる国際農友会の派遣研修生として、昭和43年から1年半、日本が酪農経営の目標としてきたデンマークで農業研修を経験された。同地での研修体験と日本の酪農経営、農業教育等への示唆について伺った内容を以下で紹介したい。

2 根釧開拓酪農の厳しさ

原井組合長は富山県の実業家に生まれたが、昭和31年、ご家族と一緒に道東に入植された。北海道の農業開拓は条件の良い所から始まっており、道内でも最も寒冷で土が凍結する根釧地域は「北海道開拓の最後の地」といえる場所であった。入植当時は電気さえなく、未開原野を馬で開墾するという大変厳しい環境であったという。畑作が困難な根釧地域を、酪農専業で自立、発展させることが、開拓農民の願いであり、日本の酪農政策の柱のひとつでもあった。

原井組合長も農作業は手作業がほとんどで、なかなか酪農の未来に夢が描けなかった当時、「酪農王国デンマーク」に行ってみようという思いを持つようになり、19歳のとき研修に参加した。

3 生活を優先させるデンマーク酪農

デンマークでは2か所の農場で半年間ずつ研修を行った。最初は30頭ほどの小規模な農場で、次は60頭程度飼養する大きめの農場で

あった。当時、既に自走式ハーベスター、パイプライン・ミルカーなど機械化が浸透しており、「自分たちは40～50年位遅れている」と強い衝撃を受けたという。

研修のスタイルは、30頭程度の飼養をすべて一人に任せる方式だった。朝は4時には仕事に就き、午前中は30分間の休憩を除いて猛烈に働く。一方、午後は0～3時まで休み、6時には仕事を終え、日曜日交代で休む仕組みが確立していた。日本と異なり、デンマークでは生活と仕事を明確に分け、生活を優先する姿勢がはっきりしており日本人も見習うべきと思った。

また、デンマークの酪農に「ゆとり」があるのは、単に機械化や経営規模の違いによるものではないとの印象を持ったという。例えば、酪農のインフラ蓄積が進んでおり、100年経たような古い牛舎が普通に使用されており、機械類も修理を前提に長期間利用する。そもそも機械の設計思想が汎用性を重視しており、デンマークは投資効率が高いと感じた。

4 農業経営者を育てる仕組み

デンマーク酪農は、実務と学習が絶えず連動し、農業経営者を育てていくソフトの仕組みも非常に優れているという。

デンマークでは、農場は親子間でも子弟は親から農場を時価で購入しなければならない(税法上、農場を相続する際の相続税が高く、相続は実質上困難)。さらに農場取得のためには、農業専門教育を受け、一定の資格取得が義務づけられている。

そのため酪農経営を志す人は、他農場での研修を通じ自己資本を蓄積するとともに農業技術・農場経営能力等のスキルを獲得する。これに加えて農業専門教育を受けることで、

酪農経営者として階梯^{かいてい}を上っていく制度が出来ている。原井組合長自身、農業研修後の半年間、現地の農学校で学んだ経験があり、農業をしながら実践的なことを学んでいくデンマークの方法が一番良いと評価する。

5 輸入飼料依存のリスク

原井組合長が昭和45年に日本に帰国して数年後、根釧地域では酪農経営の機械化・大規模化を推進する国家プロジェクトが始まり、現在では経営規模や技術の面では、欧州と変わらない水準となっている。

しかし、日本が飼料を全面的に輸入に依存しつつ酪農を拡大してきたのに対し、ヨーロッパは国家が食料確保に責任を持ち、飼料穀物も自給するなど根本的な枠組みが異なると原井組合長は指摘する。

近年の飼料価格高騰等により日本の酪農経営は所得率が下落しており、同JA管内の酪農経営では一層の大型化と長時間労働によって経営維持を図る動きが強まっている。他方、こうした対応が難しい「都府県の酪農業の衰退が特に進んでおり、今後輸入が増加する恐れがある」。

現状も国内生乳生産の減少に歯止めがかかっておらず、今後乳価の引上げがあっても、酪農の場合、米・畑作と違い投資負担が大きいだけに投資実行による増産は困難であるとみる。「このまま日本の酪農家数が減少していくと関連産業の維持も難しくなる。乳業メーカーがなくなると酪農が成立しない」といった縮小スパイラルが懸念される。

長期的な視点から「日本中に酪農家が存続できるような政策」が必要であり、そのためには国内での飼料生産の振興とともに「労働単価を反映した適切な生産費補償」が不可欠であるという。

6 酪農家同士の情報交流が重要

根釧地域の酪農経営は、雇用を伴い大規模化する中で、環境変化の振幅が大きくなり経営課題が複雑化しており、個別の経営対応だ



JA道東あさひ 原井組合長

けでは難しくなっている。

原井組合長はこうした環境下では「同世代の経営者が積極的に情報交換すること」が重要と考える。同JAでは「道東あさひ吾久里(あぐり)塾」を開催しており、2年間で実践的な経営管理を後継者(夫婦単位)に学んでもらう場を提供しており、この塾にはJA新人職員も参加させている。同JAは青年部、女性部・フレッシュミズ等の活動も活発である外、地元高校生の海外農業研修への支援を地域ぐるみで行っている。

海外研修については、酪農は国際競争の視点が重要なので、「世界を見ることができる経営者」になる必要があり、そのためには海外に行く意義は依然大きいとされる。特に社会や歴史との調和を重視し、都市住民も農業に対する理解があるヨーロッパ農業から学ぶ点が多いと考える。一方、アメリカのように農業を経済一辺倒でみていくと生活がなくなる恐れがあると指摘する。

最後に海外研修は「ひとことで言えば、その国の生活様式、社会制度を含めた人生経験につきる」ものであり、「海外では積極的な人間にならざるをえない」ことを強調される。この言葉に海外研修の本質的な価値があるように響いた。

(むろや ありひろ)

農林金融2012年 6 月号

地域営漁組織の育成と漁業再生の課題

(鴻巣 正)

震災からの漁業復興に向けて、被災地では、漁船や生産施設を漁協の共同利用施設として整備し、漁協の組合員組織を活用した協業化がはかられている。被災漁業者は、漁業協業組織で着業し、共同体による漁業の再生を目指している。

震災対応で組成された漁業協業組織は、地域営漁組織といえるような要件を具備しており、沿岸漁業における中長期的な漁業経営としても注目される形態である。

TPPなどの外圧の脅威が迫るなか、地域政策としての漁業振興の観点が、一層重要になっている。地域営漁組織は、漁村地域を支えるための漁業振興の受け皿となるもので、地域営漁組織に諸施策を集中し、安定的・持続的経営体として育成するための条件整備を急ぐ必要がある。

(情勢)

大震災からの漁業復興に向けて

(鈴木利徳)

目次

- 1 被害状況の把握と緊急支援活動
 - (1) 復興対策本部の設置
 - (2) 被害状況の把握と救援物資の搬送
 - (3) 義援金
 - (4) 燃油の確保
- 2 復興に向けての取組みと政策提言
 - (1) 復興・再生プロセスの考え方
 - (2) 要請活動の展開
 - (3) 第1次補正予算
- 3 本格的復興に向けた取組み
 - (1) 漁業・漁村の復興・再生に向けた検討委員会
 - (2) 加工・流通の一体的な復興
 - (3) 燃油税制の特例措置にかかる取組み
 - (4) がんばる漁業
- 4 水産特区構想に対する反論
- 5 原発事故への対応
 - (1) 放射能汚染水の放水に対する抗議活動
 - (2) 原子力損害賠償の請求

農林金融2012年 7 月号

農業経営体の経営多角化と農協系統の農業金融

(長谷川晃生)

農業経営体の経営多角化のなかでも農産物加工への取組み数が多い。事例調査結果によると、農業経営体では、加工部門が一般の食品製造業の中小企業ないしは小規模企業者と同程度の事業規模へと経営発展すると、金融機関選択にも変化が生じ、金利等の借入条件だけでなく、借入手続きの簡便さ、販路開拓支援、経営ノウハウの提供、安定的・持続的な取引といった点が重視される。

農業経営体の加工部門が経営発展していくと、農協の農業生産を中心としたこれまでの審査や融資後の管理では対応しきれない面もある。したがって、信農連から農協への融資ノウハウ移転等による融資体制の整備が求められる。また融資にあたっては、信農連が補完機能を発揮する必要があるものと考えられる。

農業法人における人材育成の取組み

(小針美和)

農業法人の成長・発展に応じて必要とされる技術力やマネジメントが高度化するなかで、人材育成の必要性が高まっている。本稿では、近年増加傾向にあり、政策でも次世代の農業の担い手の一つに位置づけられている雇用就農者(法人に就職する形で就農)の育成に着目した。

現場の先進的な取組みには、組織的な営農体制の構築や、技術の可視化・共有化や情報管理の高度化等による状況変化への対応力の強化等、実際の現場作業のなかで雇用就農者がより早く技術を修得できる仕組みがあり、有効なOJTとして機能している。また、農業経験の浅い雇用就農者の能力育成を促進するには、職場でのOJTとともに、OJTと結びついたOff-JTを組み合わせることが効果的と考えられる。

農林金融2012年 6 月号

(情勢)

森林組合の事業・経営動向
—第24回森林組合アンケート調査結果から—
(財)農村金融研究会 調査研究部長 室孝明)

目次

- 1 調査対象組合の概況
- 2 員外利用の動向
- 3 素材の販売方法・流通経路の動向
- 4 施業集約化の現状と目標

金融市場

2012年 6 月号

潮流 人口減少の影響

情勢判断

円高・デフレ克服への意欲が問われる日本銀行

情勢判断(海外経済金融)

- 1 底堅い回復が続く米国経済
- 2 ギリシャの政局混迷の陰で高まるスペインのリスク
- 3 中国の景気下振れは回避へ

2012～13年度改訂経済見通し

分析レポート

- 1 データから見た被災3県の景気の今
- 2 地域銀行の寄付型定期預金の動向
- 3 石油市況の現状と先行き

連載

- 1 経済金融用語の基礎知識
不安の残るEFSFとESM
- 2 新興国ウォッチ！
為替制度(1)：各国の制度について

2012年 7 月号

潮流 ドイツ倫理委員会が示す未来への責任

情勢判断

- 1 消費税増税に向けて強まるデフレ脱却前倒し要請
- 2 2012～13年度改訂経済見通し
(2次QE後の改訂)

情勢判断(海外経済金融)

- 1 回復の勢いが鈍化する米国経済
- 2 経済成長重視への転換はユーロ圏を救うか？
- 3 投資などの持ち直しで中国経済が底打ちの兆し

分析レポート

- 1 「札割れ」が頻発する日本銀行の金融調節
- 2 中央・地方政府間の財政関係から見た中国の地方債務
- 3 再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要と課題

連載

- 1 経済金融用語の基礎知識
市場の緊張を表す恐怖指数「VIX」
- 2 新興国ウォッチ！
為替制度(2)：カレンシー・ボード制の特徴と理論

海外の話題

8年ぶりのNY

農林金融2012年 7 月号

(外部寄稿)

地域農業振興に果たすJAの役割
(社)農業開発研修センター 会長理事 小池恒男)

目次

- 1 新たな地域農業振興対策が求められる時代背景
- 2 私たちは今、どのような構造変化に直面しているか
- 3 農産物の需給緩和基調にどう対応するか
 - (1) 調査事例3 JAの10年間の販売額の推移
 - (2) 加工需要を取り戻す
 - (3) 産地形成と差別化戦略
 - (4) 直売所の設置・拡充をはじめとする地産地消の取り組み
- 4 地域は今、何を求めているか

—地域農業振興の決め手は何か—

 - (1) アンケートにみる地域農業活性化の決め手
 - (2) アンケート表の再整理と「活性化の決め手」の集約
- 5 地域農業振興の基本課題と実行方策

資源循環型農業づくり戦略

JA秋田しんせい 常務理事 岡部五一郎

秋田県の南西部にある由利本荘市・にかほ市をエリアとするJA秋田しんせいは、東に出羽丘陵、西に日本海、南に鳥海山を擁し、管内に異なる気候条件をもっています。平成9年に旧1市10町の11JAが合併して誕生。農業の中心は稲作で、土づくりにこだわった米の生産に力をいれており、青果物ではミニトマト、アスパラガスなどの栽培が盛んです。また、黒毛和牛子牛の生産も盛んなほか、「秋田由利牛」「秋田鳥海りんどう」「比内地鶏」など注目の農産物を生産する地域です。

合併当初、土づくりへの取組みが、県内でも下位であったことから、平成10年度より土づくりの取組みを強化しました。平成22年まで、堆肥の代替品として、「アヅミン」を施用し「土づくり実証米」や野菜等を生産してきました。しかし、世界的な需要増に伴う肥料の高騰や物流時に発生する二酸化炭素の排出抑制等を考慮し、本来土づくりの基本である堆肥に着目し活用することを考えました。持続的に発展できる地域農業の確立を目指して、地域資源の有効活用と循環型農業、環境に配慮した安全・安心な農畜産物生産の3つが柱となっています。

地域内の有効資源である堆肥をペレット化して圃場に散布することで、土壌改良、基肥の補完の効果をj得て、肥料コスト削減、環境負荷の軽減を図ります(ペレット堆肥施設)。堆肥の原料は、管内農家からの牛ふん、肥育豚舎の豚ふんにより安定的に確保し(肥育豚舎)、豚には管内で生産された飼料用米を混合して

給餌することで「農家(水田)→豚舎→ペレット施設→農家(水田)」の循環が生まれます。この循環に加えて、温湯消毒種子を農家に供給することで農薬使用成分数を削減し、更なる環境負荷の軽減を図ります(水稻種子温湯消毒施設)。

循環資源による土づくり、温湯消毒種子により環境負荷軽減を実現して生産されたJA独自ブランドである「土づくり実証米」は“環境保全米”として更に発展させ付加価値を高めることを期待しています。

肥育豚舎にはSPF豚(=特定病原菌不在)を導入し、管内飼料用米の給餌により安全・安心なこだわり豚肉(秋田鳥海ポーク)としてブランド化を目指しています。豚の飼育方法は、オールインオールアウト方式を取り入れ、子豚は由利本荘SPFセンターより75日齢の子豚を導入し肥育日数100日(出荷日齢は175日)、常時1,000頭飼育(年間出荷頭数3,000頭)しております。JAの肉豚肥育の農業経営は、資源循環型農業づくり戦略の一つとして始めたもので、産地全体の農畜産物のブランド力を高め、農家所得の向上を図ることも目的としています。

現状として飼料の高騰、輸入豚肉の増加により豚価の低迷が続き、当初計画より一割ほど販売価格が未達ではあり、上物率についても課題を残しています。まずは経営を安定させるため、肥育技術向上を図り出荷までの日数を90日まで短縮することをあらたな目標としています。

(おかべ ごいちろう)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2012年7月号(第31号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7795
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:itazaki@nochuri.co.jp